平成２３年（フ）第１１１２号
大阪府吹田市垂水町１丁目28番10―306号
債務者　永塩　雄史
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３５号
大阪市大正区泉尾７丁目12番１―105号
債務者　内藤　美香
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１３７号
大阪市西区九条南４丁目22番10号　503
債務者　阿部　美雪
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２２号
大阪府枚方市長尾元町７丁目７番14号
債務者　西原　和美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３２３号
大阪府枚方市長尾元町７丁目７番14号
債務者　西原百合子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３３１号
大阪府守口市祝町10番10―405号
債務者　平尾あい子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５７号
大阪府東大阪市柏田西１丁目９番11号　301号
債務者　福永　裕美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８６号
大阪府守口市南寺方東通４丁目26番５―307号
債務者　戸内　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５０３号
大阪府守口市外島町２番２―1002号
債務者　羽室　清香
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２５号
大阪市住吉区上住吉２丁目14番26号
債務者　田渕　亜衣
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５４９号
大阪府寝屋川市上神田１丁目49番29号
債務者　阿天坊幸恵
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９７号
大阪府豊中市桜の町５丁目２番３―301号
債務者　津田千津子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６００号
大阪市港区南市岡２丁目４番25―607号
債務者　平松　　明
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６３６号
大阪府豊中市服部寿町２丁目１番３号
債務者　國府　敏幸
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６５４号
大阪府豊中市服部南町１丁目５番21号
債務者　髙木　良仁
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６７６号
大阪市中央区博労町１丁目８番13号　803
債務者　船石　晃宏
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６７７号
大阪市旭区清水５丁目10番５号　清水おしゃれ館407号室
債務者　寺田　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８８号
大阪市平野区平野上町２丁目１番７号　ヴィラ長尾303
債務者　橋本　正治
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部